別紙

呉市立学校における対応について

１　感染拡大防止対策について

(1) 発熱等の風邪の症状がある場合には，児童生徒等も教職員も，自宅で休養することを徹底すること。また，同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにすること。このためには，保護者の理解と協力を得ること。

（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020.12.3 Ver.5 文部科学省）

(2) 児童生徒等本人のみならず，家庭への協力を呼びかけ，同居の家族にも毎日健康状態を確認するようお願いすること。また，登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を，校舎に入る前に行うようにすること。これらの取組を行うために，学校全体で体制を整備すること。

（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020.12.3 Ver.5 文部科学省）

(3) 登下校時も含め，マスクを外す機会を出来るだけ少なくすること。やむを得ずマスクを外す態様を取る場合でも，他者との接触や会話等を可能な限り低減すること。

(4) 食事のためマスクを外した状態での会話を控えること。また，食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。

(5) 部活動の実施については，職員が活動状況の確認を徹底し，密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声したりする活動は，慎重に検討すること。

(6) 部活動の前後においても３密（密閉，密集，密接）を避け，更衣室に入る人数を制限し，少人数で　更衣をしたり，更衣室の換気扇を常に回したりするなどの工夫を徹底すること。

(7) ゴールデンウィーク期間中は，友人同士の行き来や，家族ぐるみの交流の機会が多くなることから，確実な感染防止策の徹底について，指導すること。

(8) 運動会・参観日等で保護者などが来校する場合は，健康観察カード（別添参考様式）などを活用し，来校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を校舎に入る前に行うこと。また，来校者の状況（誰が，どこに，どのくらい居たのかなど）について確実に把握するとともに，教室などにおいて３密を避けること。

(9) 児童生徒定期健康診断については，令和３年４月８日付け通知「別紙４　新型コロナウイルス感染症予防に係る留意点」を参考にし，実施すること。